

改正後	現行
<p>(別紙) 「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 試験を実施するに当たって必要とされる条件について (1)～(7) (略) <u>(8) 試験成績の信頼性の確保</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>1 試験成績の種類について (1)～(4) (略) (5) 農薬抄録に添付する試験成績概要書の試験成績の範囲及び提出部数等は農林水産省消費・安全局長の指示によるものとし、<u>独立行政法人農林水産消費安全技術センター</u>を経由して提出するものとする。</p> <p>2. 試験成績の代替について (略)</p> <p>3. 試験を実施するに当たって必要とされる条件について (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 薬効・薬害試験成績の試験例数について (略) ①・② (略)</p> <p>③ (略) ア (略)</p> <p>イ (略) (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) ④について 発生地域が一部の地域に限られている場合とは、発生が局地的である場合が該当する。<u>また、病害虫発生は局地的ではないが、病害虫の防除を要する地域に限られている場合も含まれる。</u></p> <p>(オ)～(カ) (略)</p> <p>④・⑤ (略)</p>	<p>(別紙) 「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 試験を実施するに当たって必要とされる条件について (1)～(7) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>1 試験成績の種類について (1)～(4) (略) (5) 農薬抄録に添付する試験成績概要書の試験成績の範囲及び提出部数等は農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）の指示によるものとし、<u>農薬検査所</u>を経由して提出するものとする。</p> <p>2. 試験成績の代替について (略)</p> <p>3. 試験を実施するに当たって必要とされる条件について (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 薬効・薬害試験成績の試験例数について (略) ①・② (略)</p> <p>③ (略) ア (略)</p> <p>イ (略) (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) ④について 発生地域が一部の地域に限られている場合とは、発生が局地的である場合が該当する。</p> <p>(オ)～(カ) (略)</p> <p>④・⑤ (略)</p>

⑥ 天敵生物を利用する農薬は、適用農作物名を野菜類又は果樹類とすることができる。試験例数は、当該作物群に含まれる1作物について、2か年にわたって、原則としてそれぞれ異なる都道府県から選定した3か所以上の施設において実施するとともに、当該作物群に含まれる他の2作物で各々異なる都道府県から選定した2か所以上の施設において実施し、合計10例以上とする。また、野菜類の薬効・薬害試験成績は、豆類（種実）及びいも類の薬効・薬害試験成績に利用することができる。

⑦ 土壌くん蒸に使用する農薬（作物がない状態で使用し、作物の薬害を回避する観点から薬剤を揮散させた後に、作物のは種又は植え付けを行うものに限る。）は、麦類、雑穀類、野菜類、いも類、豆類（種実）又は花き類・観葉植物に含まれる3作物に既登録の病害虫・雑草を他の作物に追加する場合には、既登録の当該病害虫・雑草の薬効・薬害試験成績を利用することができる。

(4)～(6) (略)

(7) 試験施設の基準について

局長通知別表1において農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験のうち、薬効試験を適正に実施する能力を有する試験施設、薬害試験を適正に実施する能力を有する試験施設、環境中予測濃度算定に関する試験を適正に実施する能力を有する試験施設、土壌への残留性に関する試験を適正に実施する能力を有する試験施設、生産量の少ない農作物を適用農作物とする場合の作物残留性試験の試験施設については、以下のとおりとする。

なお、限界薬量（又は濃度）薬害試験、周辺農作物に対する薬害に関する試験、後作物に対する薬害に関する試験、水産動植物以外の有用生物への影響に関する試験及び、乳汁への移行試験については、特に試験施設の基準は設けられてはいないものの、当該試験の信頼性等を確保する観点から農作物の栽培、供試生物の取扱い等に関し一定以上の専門的知見を有するものが実施することが望ましいものである。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(4)～(6) (略)

(7) 試験施設の基準について

局長通知別表1において農薬の薬効、薬害及び残留性に関する試験のうち、薬効試験、薬害試験、茶の残臭試験、タバコの喫味試験、環境中予測濃度算定に関する試験、作物残留性試験、土壌残留性試験及び後作物残留性試験については、「公的試験研究施設又はこれに準じた施設」で実施することとされている。

これは、当該試験の実施に当たっては、特に高い信頼性等を確保することが必要であるため、農作物等の栽培管理、試験の実施等に関し一定以上の専門的知見を有し、かつ、中立的な立場にあるものがこれらの試験を実施することが適当であることによるものである。

一方、限界薬量（又は濃度）薬害試験、周辺農作物に対する薬害に関する試験、後作物に対する薬害に関する試験、水産動植物以外の有用生物への影響に関する試験及び、乳汁への移行試験については、特に試験施設の基準は設けられてはいないものの、同様に当該試験の信頼性等を確保する観点から農作物の栽培、供試生物の取扱い等に関し一定以上の専門的知見を有し、かつ、中立的な立場にあるものが実施することが望ましいものである。

局長通知別表1の注5及び注6の「公的試験研究施設」及び「公的試験研究施設に準じた施設」に係る運用指針は以下によるものとする。

① 注5の公的試験研究施設について

ア.「国又は地方公共団体が試験を実施するために必要な管理を行っている施設」とは、国又は都道府県の農業試験場、国公立大学等国又は地方公共団体が直接的に運営・管理する試験研究施設をいう。

イ.公的試験研究施設の試験実施者が試験の実施に必要な期間、一時的に私有の施設等を借り上げて試験を実施する場合における当該私有の施設等も公的試験研究施設に該当する。

ウ.局長通知の別添表1の(1)、(2)(3)の①から⑤まで及び(4)に掲げる場合に薬効薬害試験、環境中予測濃度算定に関する試験（分析試験に限る。）並びに土壌への残留性に関する試験（分析試験に限る。）については、申請者、農家、都道府県の普及指導センター（以下「普及センター」という。）

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

① 薬効試験を適正に実施する能力を有する試験施設及び薬害試験を適正に実施する能力を有する試験施設について

ア. 次に掲げる施設をいう。

・独立行政法人、都道府県の農業試験場、国立大学法人等の公的試験研究施設

・農林水産省植物防疫所、都道府県の病虫害防除所、専門的知見を有する公益法人、私立大学及び専ら特用農作物の栽培管理等に関する試験研究を目的とした試験研究施設等の公的試験研究施設に準じた施設

・下記事項に適合している民間の試験施設

(ア) 薬効及び薬害に関する試験の実施手順書を整備していること。

(イ) 原則として当該農薬が登録されるまでの間、試験計画書、試験野帳及び最終報告書を保管していること。

(ウ) 薬効及び薬害に関する試験の実施に必要な設備・機器を有していること。

(エ) 農作物等の栽培管理並びに薬効及び薬害に関する試験を適切に実施できる組織体制を整備していること。

イ. ほ場試験等については、アの施設の試験実施者が試験の実施に必要な期間、一時的に農家のほ場等を借り上げて試験を実施する場合もこれに該当する。

等が実施した場合であっても、公的試験研究施設の試験実施者が試験設計し、指導又は評価を行った場合には、公的試験研究施設で実施された試験により得られた試験成績成績として取り扱うものとする。

② 注6の公的試験研究施設に準じた施設について

ア. 「農薬登録申請者と利害関係がないことが明らかなもので、かつ、当該試験を適正に実施する能力を有すると認められる者が試験を実施するために必要な管理を行っている施設」とは、農林水産省植物防疫所、都道府県の病虫害防除所、私立大学等をいう。

イ. 特用作物については、専ら当該農作物の栽培管理等に関する試験研究を目的とした試験研究施設もこれに該当するものとする。

ウ. ほ場試験等については、公的試験研究施設に準じた施設の試験実施者が試験の実施に必要な期間、一時的に農家のほ場等を借り上げて試験を実施する場合もこれに該当する。

エ. 局長通知の別添表1の(1)、(2)、(3)の①から⑤まで及び(4)に掲げる場合に薬効薬害試験、環境中予測濃度算定に関する試験(分析試験に限る。)並びに土壌への残留性に関する試験(分析試験に限る。)については、申請者、農家、都道府県の普及センター等が実施した場合であっても、公的試験研究施設に準じた施設の試験実施者が試験設計し、指導又は評価を行った場合には、公的試験研究施設に準じた施設で実施された試験により得られた試験成績成績として取り扱うものとする。

② 環境中予測濃度算定に関する試験を適正に実施する能力を有する試験施設及び土壌への残留性に関する試験を適正に実施する能力を有する試験施設について

ア. 次に掲げる施設をいう。

・独立行政法人、都道府県の農業試験場、国立大学法人等の公的試験研究施設

・専門的知見を有する公益法人、私立大学及び専ら特用農作物の栽培管理等に関する試験研究を目的とした試験研究施設等の公的試験研究施設に準じた施設

イ. ほ場試験等については、アの施設の試験実施者が試験の実施に必要な期間、一時的に農家のほ場等を借り上げて試験を実施する場合もこれに該当する。

ウ. 分析試験については、申請者、農家等が実施した場合であっても、アの試験実施者が試験設計し、指導又は評価を行った場合には、公的試験研究施設で実施された試験により得られた試験成績成績として取り扱うものとする。

③ 生産量の少ない農作物を適用農作物とする場合の作物残留性試験の試験施設について

ア. 次に掲げる施設をいう。

・独立行政法人、都道府県の農業試験場、国立大学法人等の公的試験研究施設

・農林水産省植物防疫所、都道府県の病害虫防除所、専門的知見を有する公益法人、私立大学及び専ら特用農作物の栽培管理等に関する試験研究を目的とした試験研究施設等の公的試験研究施設に準じた施設

イ. ほ場試験等については、アの施設の試験実施者が試験の実施に必要な期間、一時的に農家のほ場等を借り上げて試験を実施する場合もこれに該当する。

ウ. (略)

オ. (略)

(8) 試験成績の信頼性の確保

局長通知別表1に掲げる薬効試験を適正に実施する能力を有する試験施設及び薬害試験を適正に実施する能力を有する試験施設が実施する試験については、以下により試験成績の信頼性の確保を図ることとする。

① 申請者は、実施した薬効及び薬害試験成績の信頼性を確保するため、申請前に有識者による試験成績の検討を行うこととする。ただし、都道府県の農業試験場又は病害虫防除所が実施した生産量の少ない農作物に関する試験成績は、当該検討を省略することができることとする。

② 実施した薬効及び薬害試験成績に疑義が生じた際に、その疑義の解消の確認ができるよう、原則として当該農薬が登録されるまでの間、以下の事項の資料を保管することとする。

ア. 試験実施手順書

イ. 試験計画書、試験野帳及び最終報告書

ウ. 有識者による検討結果の概要

- (ア) 検討会の主催者及び参加した有識者
- (イ) 開催日時及び場所
- (ウ) 評価結果

4. 試験成績の提出の除外について (略)
5. 局長通知別添「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」について

基本的事項  
1～4 (略)

< 薬効及び薬害に関する試験 >

適用病害虫に対する薬効・  
適用農作物に対する薬害に関する試験 (1-1-1~4)

薬効・薬害試験 (1-1-1)

1. 試験方法について  
(1) (略)

(2) 剤型、病害虫・雑草、農作物又は処理方法により試験法が異なることから、効果・薬害の評価ができるそれぞれの特性を考慮した適切な試験方法を用い、登録申請する使用濃度(量)及び使用方法で実施する。  
試験区の設定は原則として2反復以上とし、各試験区の面積は対象とする作物、病害虫・雑草の種類等を考慮して設定する。

(3) 登録申請する病害虫・雑草等の種、態(卵、幼虫等)、生育ステージ、発生量及び発生推移の確認を行い、薬効を評価できる適期に薬剤処理を行う。  
なお、対象病害虫・雑草等の発生の状況により、接種、放飼又は播種等を行っての試験もやむを得ない。この場合、自然発生量と大きく異ならないような方法を採用する。

(4) 対照薬剤区では当該申請に係る適用農作物と適用病害虫・雑草等の組合せに登録のある農薬を用いる。また、対象薬剤には供試薬剤と作用性が類似し、剤型、使用方法が同じものが望ましい。

(5) (略)

2. 報告事項について  
試験成績報告書には、原則として以下の項目が記載されていること。  
(1)～(3) (略)

(4) 供試農作物について  
① 農作物名(品種、樹齢等)  
② (略)

(5) 対象病害虫・雑草名及びその発生状況  
対象病害虫・雑草の接種、放飼、播種等をした場合には、ア)接種、放飼、播

4. 試験成績の提出の除外について (略)
5. 局長通知別添「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」について

基本的事項  
1～4 (略)

< 薬効及び薬害に関する試験 >

適用病害虫に対する薬効・  
適用農作物に対する薬害に関する試験 (1-1-1~4)

薬効・薬害試験 (1-1-1)

1. 試験方法について  
(1) (略)

(2) 剤型、病害虫・雑草、農作物又は処理方法により試験法が異なることから、効果・薬害の評価ができるそれぞれの特性を考慮した適切な試験方法を用い、登録申請する使用濃度(量)及び使用方法で実施する。

(3) 登録申請する病害虫・雑草等の種、態(卵、幼虫等)、生育ステージ、発生量及び発生推移の確認を行う。

なお、対象病害虫・雑草等の発生の状況により、接種、放飼又は播種等を行っての試験もやむを得ない。この場合、自然発生量と大きく異ならないような方法を採用する。

(4) 対照薬剤区では当該申請に係る適用農作物と適用病害虫・雑草等の組合せに登録のある農薬を用いる。

(5) (略)

2. 報告事項について  
試験成績報告書には、原則として以下の項目が記載されていること。  
(1)～(3) (略)

(4) 供試農作物について  
① 農作物名(品種)  
② (略)

(5) 対象病害虫・雑草名及びその発生状況

種等をする病害虫・雑草の履歴、イ) 接種、放飼、播種等の方法、ウ) 接種量、放飼頭数、播種量等

(6) ~ (11) (略)

(12) 有識者による検討結果の概要 (該当する場合)

(中略)

< 残留性に関する試験 >

農作物等への残留性に関する試験 (3-1-1、2)

作物残留試験 (3-1-1)

1 ~ 5 (略)

6. 試料の取扱いについて  
(削る)

- (1) 受領した試料は到着後、速やかに写真 (試料の大きさ又は状態が分かるようなもの) を撮る。
- (2) 受領した試料を保管する場合は、冷蔵の場合は 5℃以下、冷凍の場合は -20℃以下で保管するものとする。
- (3) 保管する場合は、保存安定性試験を実施する。

7. 試料の分析について

- (1) ~ (2) (略)
- (3) 分析方法 (略)
- ① ~ ④ (略)

- ⑤ 回収率は 70 ~ 120% の範囲とし、回収率の試験は、ほ場試験場所ごとの試料について行う。
- ⑥ (略)
- ⑦ 試験成績の精度確保のため、「試験所及び校正機関の能力に関する一般的要求事項 (ISO/IEC Guide 17025)」や FAO/WHO 合同国際食品規格委員会 (コーデックス委員会) が策定した「残留分析に関する試験施設での適正実施のガイドライン (CAC/GL 40)」等を参考として精度管理を行う等の必要な措置を講ずること。

(参考文献)

・General requirements for the competence of testing and calibration laboratories: ISO/IEC 17025

・Guidelines on Good Laboratory Practice in Pesticide Residue Analysis: CAC/GL 40

(4) (略)

8. 報告事項について (略)

(1) (略)

(削る)

(6) ~ (11) (略)

(中略)

< 残留性に関する試験 >

農作物等への残留性に関する試験 (3-1-1、2)

作物残留試験 (3-1-1)

1 ~ 5 (略)

6. 試料の取扱いについて

- (1) 試料の調製者は、別記様式 3 の別紙「農薬作物残留量分析試料調製明細書」に所要事項を記載し、分析者に送付する。
- (2) 受領した試料は到着後、速やかに写真 (試料の大きさ又は状態が分かるようなもの) を撮る。
- (3) 受領した試料を保管する場合は、冷蔵の場合は 5℃以下、冷凍の場合は -20℃以下で保管するものとする。
- (4) 保管する場合は、保存安定性試験を実施する。

7. 試料の分析について

- (1) ~ (2) (略)
- (3) 分析方法 (略)
- ① ~ ④ (略)

- ⑤ 回収率は 70 ~ 120% の範囲とし、回収率の試験は、試料調製場所ごとの試料について行う。
- ⑥ (略)

(4) (略)

8. 報告事項について (略)

(1) (略)

(2) 報告事項は、別記様式 3 「作物残留分析結果報告書」により記載し、別紙の資料を添付する。

(2) (略)

9. 報告書について

報告書には、原則として以下の事項が記載されていること。

(1) 分析事項(①～⑩については、分析対象物質毎に別様で作成すること。)

- ① 分析機関名
- ② 被験物質名及び剤型
- ③ 分析対象物質
- ④ 供試農作物名及び分析部位
- ⑤ 分析法の概要
- ⑥ 使用目的
- ⑦ 使用濃度及び量
- ⑧ ほ場試験場所
- ⑨ 分析結果(供試試料、使用濃度及び量、処理日、試料採取日、試料到着日、処理回数、経過日数、分析回数、試料分析日、分析値(較差値及び平均値)並びに試料到着後分析までの期間)
- ⑩ 分析法の詳細
  - ア. 被験物質及び分析対象物質(構造式、化学名及び物理的・化学的性質)
  - イ. 分析法(試薬及び機器、試料調製法、分析機器の操作条件、検量線の作成、分析操作、定量限界及び検出限界、回収率、保存中の安定性、参考資料、検討事項(分析法の検討、分析フローシート及び試料重量表)、参考添付図表(クロマトグラム等)並びに供試試料の作物写真)
- ⑪ 精度管理の概要

(2) ほ場試験実施事項

- ① 被験物質
  - ア. 一般名及び剤型
  - イ. 有効成分名及び成分含有率
  - ウ. 被験物質のロット番号
- ② 農作物名及び品種名
- ③ 試験実施機関名及び試験ほ場所在地
- ④ 土性(砂土、砂壤土、壤土、埴壤土又は埴土)及び減水深(c m)
- ⑤ 当該ほ場における作付作物及び農薬使用実績(過去1年間)
- ⑥ 栽培概要  
播種期、移植期、施肥の種類・量・時期、樹齢、栽植密度(畝間又は株間)・株数(10アールあたり)、水管理、被覆資材(茶については遮蔽率)、いちご、おうとう等の被覆時期、茶の寒れい紗・トンネル栽培の被覆時期、露地・施設の別、有袋・無袋の別及び収穫期間(適期)等
- ⑦ 生育段階
- ⑧ 被験物質以外に使用した農薬
- ⑨ 試験区
  - ア. 1試験区の面積及び本(株)数
  - イ. 施設の場合は、面積、容積及び高さ
  - ウ. 試験区の配置図(試験区全体および周辺農地等の状況が把握できるもの)
- ⑩ 処理方法  
処理区毎の処理月日、処理濃度、処理量(10アール当たり又は試験区あたり)処理時の生育段階、処理方法、処理時の環境条件等(処理時刻、処理時を含む処理日の気象概況、降雨・風が散布試験に及ぼした影響、処理時の使用器具(機械)、樹幹塗布、湛水散布時の水管理、土壌混和時の深度及び土壌水分、種子消毒時の

(3) (略)

水温及び液比等)

ア. 展着剤の使用 (処理区、展着剤名、処理濃度又は量)

イ. 備考

⑪ 試料採取

処理区毎の採取月日、試料採取時の時刻及び天候、試料採取順序、試料送付量、  
試料送付月日、送付試料の概況 (試料の大きさ (ばらつきの有無も含む)、熟期  
(やや早い、通常、やや過熟)、その他の特記事項及びその原因)

ア. 試料採取方法

使用した器具 (機械)、採取方法の詳細、採取後乾燥等のための輸送方法を  
記載

イ. 採取後の調製・梱包方法

ウ. 試料の輸送方法

⑫ 気象表

(3) 作物残留性に関する考察 (必要な場合)

(中略)

土壌への残留性に関する試験 (3-2-1、2)

土壌残留性試験 (3-2-1)

1~5 (略)

6. 報告書について

(1)・(2) (略)

(3) 報告書は、「土壌残留分析結果報告書」(別記様式3)により記載し、別紙と  
して参考資料を添付する。

(中略)

別記様式1・別記様式2 (略)

(削る)

別記様式3 (略)

(別表1-1)

適用農作物 (食品の用に供される農作物 (特用作物及び家畜の飼料の用に供され  
る農作物を含む。): 作物残留性試験成績を必要とするもの)

大グループ名	中グループ名	作物名	作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例	備考
米	(略)	(略)	(略)	(略)

(中略)

土壌への残留性に関する試験 (3-2-1、2)

土壌残留性試験 (3-2-1)

1~5 (略)

6. 報告書について

(1)・(2) (略)

(3) 報告書は、「土壌残留分析結果報告書」(別記様式4)により記載し、別紙資  
料を添付する。

(中略)

別記様式1・別記様式2 (略)

別記様式3 (略)

別記様式4 (略)

(別表1-1)

適用農作物 (食品の用に供される農作物 (特用作物及び家畜の飼料の用に供され  
る農作物を含む。): 作物残留性試験成績を必要とするもの)

大グループ名	中グループ名	作物名	作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例	備考
米	(略)	(略)	(略)	(略)

麦類				
雑穀類				
果樹類				
野菜類	(略)	(略)	(略)	(略)
	とうがらし類	(略)	(略)	(略)
		とうがらし		
		ハバネロ		果実を 収穫す るもの
	なばな類	(略)	(略)	(略)
		あすっこ		
		アレッタ		
		おおさきな		
		(略)		
		のらぼうな		
		博多蕾菜		
		はたけな		
	(略)			
非結球あぶ らな科葉菜類	(略)	(略)	(略)	
	からしな	黄からしな、葉から しな、やましおな、 レッドアジアスタード、グリーンマ スタード、セリフオ ン		
	(略)	(略)		
	さんとうさい	山東菜、べかな、 非結球はくさい、 半結球はくさい、 いがむらさき		

麦類				
雑穀類				
果樹類				
野菜類	(略)	(略)	(略)	(略)
	とうがらし類	(略)	(略)	(略)
		とうがらし		
		なばな類	(略)	(略)
	あすっこ			
	おおさきな			
	(略)			
	のらぼうな			
	はたけな			
	(略)			
	非結球あぶ らな科葉菜類	(略)	(略)	(略)
		からしな	黄からしな、葉から しな、やましおな、 レッドアジアスタード、グリーンマ スタード	
		(略)	(略)	
	さんとうさい	山東菜、べかな、 非結球はくさい、 半結球はくさい		

	(略)	(略)	
	のざわな		
	博多白菜		
	パクチョイ		
	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	アマランサス (茎葉)	ハゲイトウ、アオビユ、ホナガイヌビユ、 <u>ひゆな</u>	(略)
	いちご	(略)	
	<u>いちょう (葉)</u>		<u>葉を収穫するもの</u>
	うこぎ	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	チコリ (根株)	キクニガナ	<u>根を収穫するもの</u>
	(略)	(略)	(略)
	非結球メキャベツ	(略)	(略)
	<u>びわ (葉)</u>		<u>葉を収穫するもの</u>
	ふき		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

	(略)	(略)	
	のざわな		
	パクチョイ		
	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	アマランサス (茎葉)	ハゲイトウ、アオビユ、ホナガイヌビユ	(略)
	いちご	(略)	
	うこぎ	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	チコリ (根株)	キクニガナ	<u>チコリを栽培させた芽を採取した後の根株を利用するもの</u>
	(略)	(略)	(略)
	非結球メキャベツ	(略)	(略)
	ふき		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(削る)		(削る)
		(略)	(略)	(略)
		キャラウエイ(果実)		
		<u>からしな(種子)</u>		<u>種子を収穫するもの</u>
		ごま		(略)
		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(別表1-2)

適用農作物（食品の用に供される農作物（特用作物及び家畜の飼料の用に供される農作物を含む。）以外の農作物：作物残留性試験成績を必要としないもの）

大グループ名	中グループ名	作物名	作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例	備考
花き類・観葉植物	(略)	(略)	(略)	(略)
		エレムルス		
		<u>おかめざさ</u>		
		オドントグロッサム		
		(略)	(略)	(略)
		観賞用なす		
		<u>観賞用もうそうちく</u>		
		カンパニユラ		
		(略)	(略)	(略)
ストレリチア				

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>いちよう(葉)</u>		<u>葉を収穫するもの</u>
		(略)	(略)	(略)
		キャラウエイ(果実)		
		ごま		(略)
		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(別表1-2)

適用農作物（食品の用に供される農作物（特用作物及び家畜の飼料の用に供される農作物を含む。）以外の農作物：作物残留性試験成績を必要としないもの）

大グループ名	中グループ名	作物名	作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例	備考	
花き類・観葉植物	(略)	(略)	(略)	(略)	
		エレムルス			
		オドントグロッサム			
		(略)	(略)	(略)	
		観賞用なす			
		カンパニユラ			
		(略)	(略)	(略)	
		ストレリチア			

		すなごけ		
		スパティフィラム		
		(略)	(略)	(略)
樹木類	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(以下略)

		スパティフィラム		
		(略)	(略)	(略)
樹木類	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(以下略)